

# 人事委員会年報

令和5年度

新潟市人事委員会

# 目 次

## 第1章 組織と運営

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会の構成	1
3	人事委員会の権限	2
4	人事委員会事務局組織及び所掌事務	3
	(1) 組織	
	(2) 所掌事務	
5	予算	4
6	人事委員会の開催状況	4

## 第2章 事業概要

1	採用	10
	(1) 競争試験	
	(2) 採用選考	
2	昇任	16
	(1) 昇任試験の状況	
	(2) 昇任選考の状況	
3	職員の給与等に関する報告及び勧告	18
4	条例の制定・改廃に対する意見	25
5	任命権者からの申請・協議に基づく承認等	26
	(1) 任用関係	
	(2) 給与関係	
6	勤務条件に関する措置要求	26
7	不利益処分に関する審査請求	27
8	苦情相談	27
9	職員団体の登録	27
10	管理職員等の範囲	28
11	労働基準監督機関としての職権の行使	31
	(1) 本市の事業又は事業場の号別区分状況	
	(2) 職権行使の状況	
12	人事委員会規則等の制定・改廃	33

## 第1章 組織と運営

### 1 人事委員会の設置

都道府県及び政令指定都市は、地方公務員法第7条第1項の規定により、条例で人事委員会を置くものとされ、また、政令指定都市以外の市で人口15万人以上のもの及び特別区は、同条第2項の規定により、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとされています。

本市においては、政令指定都市移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、平成19年1月11日、地方公務員法第7条第2項の規定に基づく新潟市人事委員会設置条例（平成18年新潟市条例第75号）により、人事委員会を設置しました。同年4月1日の政令指定都市移行に伴い、地方公務員法第7条第1項の規定に基づく人事委員会となりました。

### 2 人事委員会の構成

人事委員会は、議会の同意を得て地方公共団体の長が選任する3人の委員をもって構成する合議制の執行機関です。

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりです。

職	氏名	就任日	任期	備考
委員長	平石 直樹	R 5. 1. 11	R 5. 1. 11 ～ R 9. 1. 10	
委員	遠藤 正人	R 3. 1. 11	R 3. 1. 11 ～ R 7. 1. 10	委員長 職務代理者
委員	田巻 帝子	R 4. 1. 11	R 4. 1. 11 ～ R 8. 1. 10	

### 3 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、地方公務員法で人事行政全般にわたり規定されています。人事委員会の権限を、その性質により分類すれば、行政的権限、準立法的権限及び準司法的権限の三つに分けることができます。

#### (1) 行政的権限

ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。

イ 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究を行うこと。

ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会と市長に意見を申し出ること。

エ 人事行政の運営に関し任命権者に勧告すること。

オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会と市長に勧告をすること。

カ 職員の任用に関する競争試験及び選考を実施すること。

キ 職員団体の登録、登録の効力の停止及び登録の取消しをすること。

ク 職員の苦情を処理すること。

ケ 労働基準監督機関としての職権を行使すること。

#### (2) 準立法的権限

法律又は条例で権限とされている事項について、人事委員会規則を制定し、又は改廃すること。

#### (3) 準司法的権限

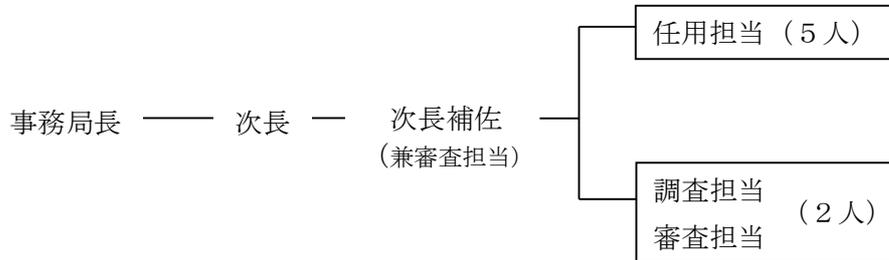
ア 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を執ること。

イ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。

#### 4 人事委員会事務局組織及び所掌事務

令和5年4月1日現在の事務局の組織及び所掌事務は、次のとおりです。

(1) 組織 職員数 10人



(2) 所掌事務

- ア 人事委員会の会議に関すること。
- イ 人事委員会規則、規程等の制定及び改廃に関すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関すること。
- エ 人事記録の管理に関すること。
- オ 人事に関する統計報告に関すること。
- カ 競争試験、選考その他の任用に関すること。
- キ 退職管理に関すること。
- ク 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度の調査研究に関すること。
- ケ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関すること。
- コ 給与の支払いの監理に関すること。
- サ 分限及び懲戒に関すること(任命権者が所掌する事務を除く。)
- シ 勤務条件の措置要求に関すること。
- ス 不利益処分についての審査請求に関すること。
- セ 職員の苦情処理に関すること。
- ソ 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。
- タ 管理職員等の範囲に関すること。
- チ 職員団体の登録に関すること。
- ツ 労働基準監督機関の権限行使に関すること。
- テ 公印の管理に関すること。
- ト 文書の收受、発送及び保存に関すること。
- ナ 事務局職員の人事、給与及び服務に関すること。
- ニ 事務局の予算、決算に関すること。

## 5 予算

令和5年度における本委員会の当初予算は、次のとおりです。

(単位：千円)

科 目	予 算 額
人 事 委 員 会 費	104,079
報酬	4,824
給料	41,785
職員手当等	30,766
共済費	14,856
旅費	737
需用費	882
役務費	378
委託料	5,874
使用料及び賃借料	1,540
負担金補助及び交付金	2,437

## 6 人事委員会の開催状況

本委員会の令和5年度における開催状況は次のとおりです。

回数	開 催 年月日	議 案 等
第1回 定例会	R 5. 4. 6	議案 1 新潟市個人情報の保護に関する法律等施行規則等の制定について 2 令和5年度新潟市職員採用試験(大学卒業程度及び免許資格職)の実施について 3 令和5年度新潟市職員採用試験(民間企業等職務経験者(令和5年10月1日採用))の実施について 4 公平審査事案について 報告 1 苦情相談について 協議 1 会計年度任用職員実態調査について
第2回 定例会	R 5. 4. 21	議案 5 令和4年度新潟市任期付職員採用試験(心理)の最終合格者の決定及び名簿の作成について 6 公平審査事案について 報告 2 令和5年3月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について

		その他 1 労働基準監督機関としての職権の行使について
第3回 定例会	R 5. 5.11	議案 7 職員の職務に専念する義務の特例に関する承認について 8 公平審査事案について 報告 3 令和5年職種別民間給与実態調査の実施について 4 苦情相談について その他 1 会計年度任用職員の給与制度に関する情報提供について
第4回 定例会	R 5. 5.26	議案 9 公平審査事案について 報告 5 令和5年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の申込み状況について 6 令和5年4月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について その他 1 市労連からの申し入れの概要について
第5回 定例会	R 5. 6. 9	議案 10 条例案に対する意見について 11 令和5年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度等）の実施について 12 令和5年度新潟市職員採用選考試験（就職氷河期世代）の実施について
第6回 定例会	R 5. 6.23	議案 13 公平審査事案について 報告 7 令和5年職員給与実態調査の実施について 8 令和5年5月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について その他 1 新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）受験状況について
第7回 定例会	R 5. 7.13	議案 14 公平審査事案について 報告 9 令和5年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度）の一部変更について 協議 1 大学卒業程度・一般行政《特別枠》の初任給誤記載について
第8回 定例会	R 5. 7.27	議案 15 令和5年度新潟市職員採用試験（消防士B）の最終合格者の決定及び名簿の作成について 16 令和5年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者等）の実施について 17 令和5年度新潟市職員採用選考試験（障がい者）の実施について 18 公平審査事案について 報告 10 令和5年6月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について 協議 1 会計年度任用職員実態調査について その他 1 労働基準監督機関としての職権の行使について

第9回 定例会	R 5. 8. 10	<p>議案</p> <p>19 令和5年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度（一般行政・消防士以外）及び免許資格職）の最終合格者の決定及び名簿の作成について</p> <p>報告</p> <p>11 令和5年人事院勧告の概要について</p> <p>12 令和5年職員給与実態調査結果の概要について</p> <p>13 令和5年職種別民間給与実態調査結果の概要について</p> <p>14 苦情相談について</p>
第10回 定例会	R 5. 8. 24	<p>議案</p> <p>20 令和5年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度（一般行政・消防士A））の最終合格者の決定及び名簿の作成について</p> <p>21 公平審査事案について</p> <p>報告</p> <p>15 令和5年6月にかかる職員の分限の追加並びに令和5年7月にかかる職員の分限及び懲戒処分状況について</p> <p>協議</p> <p>1 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>(1) 物価及び生計費の状況</p> <p>(2) 職員給与と民間給与の比較について</p> <p>(3) 民間給与との較差に基づく改定について</p> <p>(4) 給与に関するその他の課題について</p> <p>(5) 令和5年政令市の給与勧告の動向について</p> <p>2 会計年度任用職員実態調査の取扱いについて</p>
第1回 臨時会	R 5. 8. 31	<p>報告</p> <p>16 苦情相談について</p> <p>協議</p> <p>1 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>(1) 一般俸給表の改定について</p> <p>(2) 給与に関する報告文案について</p> <p>(3) 勧告文案について</p> <p>その他</p> <p>1 大学卒業程度・一般行政《特別枠》の初任給誤記載について</p>
第11回 定例会	R 5. 9. 7	<p>報告</p> <p>17 令和5年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度等及び就職氷河期世代）について</p> <p>協議</p> <p>1 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>(1) 給与に関する報告文案について</p> <p>(2) 人事管理に関する報告文案について</p>
第12回 定例会	R 5. 9. 14	<p>議案</p> <p>22 新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について</p> <p>協議</p> <p>1 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>(1) 人事管理に関する報告文案について</p> <p>(2) 市労連からの申し入れの概要について</p>
第2回 臨時会	R 5. 9. 21	<p>報告</p> <p>18 令和5年8月にかかる職員の分限及び懲戒処分状況について</p> <p>協議</p> <p>1 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>(1) 人事管理に関する報告文案について</p> <p>(2) 賃金・労働条件の改善に関する申し入れについて</p>

		<p>2 職員の処分について</p> <p>3 公平審査事案について</p>
第3回臨時会	R 5. 9. 28	<p>報告</p> <p>19 令和5年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者等）の申込状況について</p> <p>20 令和5年度新潟市職員採用選考試験（障がい者）の申込状況について</p> <p>協議</p> <p>1 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>(1) 人事管理に関する報告文案について</p> <p>(2) 報告及び勧告の概要について</p> <p>(3) 給与勧告の仕組みと本年のポイントについて</p> <p>(4) 委員長談話等について</p> <p>(5) 勧告当日の日程について</p> <p>2 職員の処分について</p> <p>3 公平審査事案について</p>
第13回定例会	R 5. 10. 5	<p>議案</p> <p>23 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p>
第4回臨時会	R 5. 10. 6	<p>協議</p> <p>1 公平審査事案について</p>
第14回定例会	R 5. 10. 19	<p>報告</p> <p>21 令和5年政令市の給与勧告の結果について</p> <p>協議</p> <p>1 公平審査事案について</p>
第5回臨時会	R 5. 10. 26	<p>報告</p> <p>22 令和5年9月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について</p> <p>協議</p> <p>1 公平審査事案について</p>
第15回定例会	R 5. 11. 9	<p>議案</p> <p>24 令和5年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度（学校事務B以外）及び免許資格職（保育士A）の最終合格者の決定及び名簿の作成について</p> <p>25 令和5年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度（追加募集）の実施について</p> <p>26 令和5年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者）の実施について</p> <p>27 令和5年度新潟市任期付職員採用試験の実施について</p> <p>協議</p> <p>1 公平審査事案について</p>
第16回定例会	R 5. 11. 16	<p>議案</p> <p>28 公平審査事案について</p> <p>協議</p> <p>1 会計年度任用職員実態調査について</p>
第6回臨時会	R 5. 11. 24	<p>議案</p> <p>28 公平審査事案について（継続審議）</p> <p>29 新潟市職員任用規則の一部改正について</p> <p>30 令和5年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度等（学校事務B）の最終合格者の決定及び名簿の作成について</p> <p>31 令和5年度新潟市職員採用選考試験（就職氷河期世代）の最終合格者の決定及び名簿の作成について</p> <p>32 令和5年度新潟市職員採用試験（免許資格職（保育士B）の最終合格者の決定及び名簿の作成について</p> <p>33 条例案に対する意見について</p>

		報告 23 令和5年10月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について 協議 1 会計年度任用職員実態調査について
第7回 臨時会	R 5. 11. 30	議案 34 公平審査事案について 協議 1 会計年度任用職員実態調査について
第17回 定例会	R 5. 12. 8	議案 35 新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正について 36 新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部改正について 37 新潟市職員の初任給調整手当に関する規則の一部改正について 38 新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 39 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について 40 令和5年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者等）の最終合格者の決定及び名簿の作成について 41 公平審査事案について
第18回 定例会	R 5. 12. 22	議案 42 教育委員会事務局等に在職中の教育職員の俸給決定（調整額を含む）のための承認について 協議 1 会計年度任用職員実態調査について
第19回 定例会	R 6. 1. 11	議案 43 令和5年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者（一般行政））の最終合格者の決定及び名簿の作成について 44 令和5年度障がい者を対象とした新潟市職員採用選考試験の最終合格者の決定及び名簿の作成について 報告 24 令和5年11月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について 協議 1 令和6年度職員採用試験の早期実施について 2 会計年度任用職員実態調査について その他 1 公平審査事案について
第20回 定例会	R 6. 2. 2	議案 45 一般職の任期付職員の採用の承認について 協議 1 会計年度任用職員実態調査について その他 1 労働基準監督機関としての職権の行使について
第21回 定例会	R 6. 2. 16	議案 46 新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正について 47 公平審査事案について 48 令和5年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度（追加募集）及び民間企業等職務経験者）の最終合格者の決定及び名簿の作成について 49 令和5年度新潟市任期付職員採用試験の最終合格者の決定及び名簿の作成について 報告 25 令和5年12月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について 26 令和6年1月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について

		協議 1 会計年度任用職員実態調査について
第 8 回 臨時会	R 6. 2. 22	議案 50 一般職の任期付職員にかかる任期の更新の承認について 51 一般職の任期付職員にかかる任期の更新の承認について 52 令和 6 年度新潟市職員採用・選考試験の実施計画について 53 令和 6 年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度（一般行政 B・技術職））の実施について 協議 1 会計年度任用職員実態調査について その他 1 新潟市立学校園における多忙化解消の取組について
第 22 回 定例会	R 6. 3. 8	議案 54 新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 55 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について 56 昇任に伴い俸給表の適用を異にする異動をした職員の号俸決定について 57 職員の俸給決定のための承認について 協議 1 会計年度任用職員実態調査について
第 23 回 定例会	R 6. 3. 22	議案 58 事務局職員の人事発令について 59 新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部改正について 60 新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 61 新潟市職員の俸給表の適用範囲に関する規則の一部改正について 62 職員の俸給決定のための承認について 63 俸給表適用の承認について 報告 27 令和 5 年 12 月にかかる職員の分限処分追加並びに令和 6 年 2 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について

## 第2章 事業概要

### 1 採用

#### (1) 競争試験

令和5年度に本委員会が実施した競争試験の結果は次のとおりです。

#### ① 実施日

##### ア 大学卒業程度

職 種	第1次試験日	第2次試験日		第3次試験日		最終合格発表日						
一般行政A	6月18日 筆記試験	7月4、5日	個別面接	7月25日 論文試験	8月15、16、17、18日 個別面接	8月25日						
一般行政B					7月6日		適性検査	8月14日 個別面接				
社会福祉		7月21日	7月3日 論文試験 適性検査	個別面接	7月25日 論文試験 適性検査	8月15、16、17、18日 個別面接	8月14日					
精神保健福祉 相談員		7月24日										
土木		7月26日										
土木(水道)		7月20日										
建築		7月19日										
電気		7月28日										
電気(水道)		7月20日										
機械		7月28日										
機械(水道)		7月20日										
化学		7月27日										
化学(水道)		7月20日										
農業		7月19日										
学芸員(美術)		7月31日						7月3日 論文試験 適性検査	個別面接	7月25日 論文試験 適性検査	8月15、16、17、18日 個別面接	8月14日 (合格者なし)
学芸員(歴史)		7月26日										
心理	7月20日											
水道事務	7月20日					8月14日						

職種	第1次試験日	第2次試験日		第3次試験日	最終合格発表日
消防士A	6月18日 筆記試験 論文試験 6月21、22日 体力検査	7月18日 適性検査 消防適性検査	8月7、8日 個別面接		8月25日
消防士B	6月18日 筆記試験 論文試験 消防適性検査 6月21日 体力検査	7月14日 個別面接			7月28日
水道事務 <追加募集>	1月14日 筆記試験 論文試験 適性検査	2月1日 適性検査・個別面接			2月19日
土木（水道） <追加募集>		1月31日 適性検査・個別面接			
電気（水道） <追加募集>					
化学（水道） <追加募集>					
機械（水道） <追加募集>	(申込者なし)				

イ 高校卒業程度

職種	第1次試験日	第2次試験日		第3次試験日	最終合格発表日
一般事務	9月24日 筆記試験 9月25、26日 個別面接	10月11日 作文試験 適性検査	10月27日 個別面接	10月24日 作文試験 適性検査	11月10日
学校事務A	9月24日 筆記試験	10月12日 個別面接			11月2日 個別面接
学校事務B		10月11日 作文試験 適性検査	11月1日 個別面接		11月10日
土木					
土木（水道）					
電気（水道）					
機械（水道）					

職 種	第 1 次 試験日	第 2 次試験日		第 3 次試験日	最終合格 発表日
水道事務	9 月 24 日 筆記試験	10 月 11 日 作文試験 適性検査	11 月 1 日 個別面接		11 月 10 日
消防士	9 月 24 日 筆記試験 作文試験 消防適性検査 10 月 10 日 体力検査 適性検査	10 月 30、31 日 個別面接			

### ウ 免許資格職

職 種	第 1 次試験日		第 2 次試験日			最終合格 発表日	
薬剤師(行政)	6 月 18 日	筆記試験	7 月 3 日	論文試験 適性検査	7 月 24 日	個別面接	8 月 14 日
保健師					7 月 25 日		
保育士A	9 月 24 日		10 月 11 日		10 月 24、25 日		11 月 10 日
保育士B	10 月 15 日		11 月 5 日		11 月 18、19 日		11 月 27 日

### エ 民間企業等職務経験者

職 種	第 1 次試験日	第 2 次試験日		第 3 次試験日		最終合格 発表日
一般行政	10 月 15 日 筆記試験	11 月 4、5 日 個別面接		11 月 19 日 論文試験 適性検査	12 月 16、17 日 個別面接	1 月 12 日
一般行政 (国際・中国語)		11 月 5 日 論文試験 適性検査	11 月 25 日 個別面接			12 月 11 日
土木						
水道事務						
土木(水道)	(申込者なし)					
土木(水道) <10月1日採用>						
一般行政 (デジタル)	1 月 14 日 筆記試験 適性検査	2 月 4 日	適性検査 個別面接			2 月 19 日

才 任期付短時間勤務職員

職 種	第 1 次試験日	第 2 次試験日	最終合格 発表日
一般事務（統計調査業務）	1 月 14 日 筆記試験	2 月 2 日 個別面接	2 月 19 日
文化財専門員	1 月 14 日 記述試験 実技試験	2 月 1 日 個別面接	
心理	(申込者なし)		

カ 技能労務職

職 種	第 1 次試験日	第 2 次試験日	最終合格 発表日
給食調理員	10 月 15 日 業務適性検査 作文試験 適性検査	12 月 3 日 個別面接 実技試験	12 月 11 日

② 実施状況

区分	職 種	申込者数	受験者数	最 終 合格者数	倍率
大学卒業 程度	一般行政 A	231	178	47	3.8
	一般行政 B	46	38	9	4.2
	社会福祉	32	23	8	2.9
	精神保健福祉相談員	2	2	1	2.0
	土木	12	6	5	1.2
	土木（水道）	7	5	1	5.0
	土木（水道）＜追加募集＞	7	6	2	3.0
	建築	12	10	1	10.0
	電気	8	4	2	2.0
	電気（水道）	4	3	1	3.0
	電気（水道）＜追加募集＞	1	1	0	-
	機械	9	7	1	7.0
	機械（水道）	1	1	1	1.0
	機械（水道）＜追加募集＞	0	-	-	-
	化学	6	4	0	-
	化学（水道）	2	1	0	-
	化学（水道）＜追加募集＞	3	2	0	-
	農業	2	2	2	1.0
	学芸員（美術）	16	12	2	6.0
	学芸員（歴史）	24	20	2	10.0
	心理	16	14	3	4.7
	水道事務	11	9	2	4.5
	水道事務＜追加募集＞	19	10	1	10.0
	消防士 A	82	72	15	4.8
消防士 B	32	28	6	4.7	
高校卒業 程度	一般事務	63	57	14	4.1
	学校事務 A	4	2	1	2.0
	学校事務 B	29	22	1	22.0
	水道事務	9	8	2	4.0
	土木	2	2	2	1.0
	土木（水道）	1	1	1	1.0
	電気（水道）	6	5	3	1.7
	機械（水道）	2	2	1	2.0
	消防士	122	103	13	7.9

区分	職 種	申込者数	受験者数	最 終 合格者数	倍率
免 許 資格職	薬剤師（行政）	4	3	1	3.0
	保健師	24	22	5	4.4
	保育士A	62	52	15	3.5
	保育士B	47	45	6	7.5
民間企業等 職務経験者	一般行政	194	161	19	8.5
	一般行政（国際・中国語）	9	9	1	9.0
	土木	5	2	2	1.0
	土木（水道）	0	-	-	-
	水道事務	16	13	2	6.5
	一般行政（デジタル）	9	7	3	2.3
	土木（水道）＜10/1採用＞	0	-	-	-
任期付短時 間勤務職員	一般事務（統計調査業務）	17	12	3	4.0
	文化財専門員	2	1	1	1.0
	心理	0	-	-	-
技能労務職	給食調理員	42	41	2	20.5
合計		1,254	1,028	210	4.9

## (2) 採用選考

ア 令和5年度に本委員会が実施した採用選考（公募）の結果は、次のとおりです。

### (ア) 実施日

区分	職 種	第1次試験日	第2次試験日	第3次試験日		最終合格 発表日
				11月1日 作文試験 適性検査	11月14日 個別面接	
就職氷河期 世代	一般事務	9月24日 筆記試験	10月17日 個別面接	11月1日 作文試験 適性検査	11月14日 個別面接	11月27日
障がい者	一般事務	10月22日 筆記試験 作文試験	11月16日 個別面接 適性検査	12月20日 個別面接		1月12日

### (イ) 実施状況

区分	職 種	申込者数	受験者数	最 終 合格者数	倍率
就職氷河期 世代	一般事務	105	82	9	9.1
障がい者	一般事務	57	49	4	12.3
合計		162	131	13	10.7

イ 任命権者に委任している採用選考（公募）は次のとおりです。

（ア）会計年度任用職員以外

任命権者	職 種	申込者数	受験者数	最 終 合格者数	倍率
病院事業管理者	看護師	76	76	61	1.2
	助産師	6	6	4	1.5
	薬剤師	2	2	1	2.0
	臨床検査技師 <10/1 採用>	4	4	1	4.0
	臨床検査技師 <4/1 採用>	14	12	2	6.0
	診療放射線技師	22	21	2	10.5
	作業療法士	5	4	1	4.0
	言語聴覚士	4	4	1	4.0
	管理栄養士	16	14	1	14.0
	視能訓練士	11	11	1	11.0
	遺伝カウンセラー	0	-	-	-
	医療福祉相談員	13	12	1	12.0
	医療情報システム専門職	3	3	0	-
合計		176	169	76	2.2

（イ）会計年度任用職員

令和6年4月1日時点で任用している会計年度任用職員数（延べ人数）

任命権者	職員数（延べ人数）
市長	3,406 人
消防局長	4 人
教育委員会	1,524 人
水道事業管理者	46 人
病院事業管理者	339 人
合計	5,319 人

## 2 昇任

(1) 昇任試験の状況

令和5年度に本委員会が実施した昇任試験はありません。任命権者に委任している昇任試験は、次のとおりです。

試験名
消防吏員昇任試験

(2) 昇任選考の状況

令和5年度に本委員会が実施した昇任選考はありません。任命権者に委任している昇任選考は、次のとおりです。

選考名
係長昇任選考試験
学校事務職員事務主幹昇任選考試験
消防士長昇任選考試験

### 3 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会における勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受けていることへの代償措置であり、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保する機能を有するものです。

本委員会は、一般職の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について、市議会及び市長に対して、令和5年10月5日に「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

その内容は、次のとおりです。

#### 報 告 (概 要)

##### 第1 職員の給与等

###### 1 職員給与の調査

本委員会は、技能労務職員及び企業職員を除く職員の本年4月における給与の支給状況を把握するため、「令和5年職員給与実態調査」を実施した。

上記職員は、従事する職務の種類に応じ、一般俸給表、医療職俸給表(1)、医療職俸給表(2)、医療職俸給表(3)、消防職俸給表、福祉職俸給表、教育職俸給表(1)、新潟県教育職員の例により適用される教育職給料表(一)及び教育職俸給表(2)の9俸給表の適用を受けている。

上記俸給表の適用を受ける職員は8,228人で、平均年齢は43.0歳であり、実際に支払われた平均給与月額は、俸給348,087円、扶養手当8,601円、地域手当10,956円、住居手当5,539円、管理職手当5,288円、その他の手当2,706円の合計381,177円(昨年381,282円)である。

###### 2 民間事業所従業員の給与等の調査

###### (1) 調査の方法

本委員会は、人事院等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である市内の445事業所から層化無作為抽出法(注)により抽出した99事業所について、「令和5年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査では、公務に類似する76職種の職務に従事する従業員について、本年4月分として実際に支払われた給与月額等を、実地に詳細に調査を行った。また、各企業における給与改定の状況や各種手当の支給状況等についても併せて調査を実施した。

(注)層化無作為抽出法とは、調査対象事業所を規模等によって層化(グループ分け)し、所定の抽出率を用いて、これらの層から調査事業所を無作為に抽出することをいう。

###### (2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、完了率は82.7%、調査実人員は3,040人であり、調査結果は広く市内民間企業の給与等の状況を反映したものとなっている。

本調査の主な結果は、次のとおりである。

#### ア 給与改定の状況

第1表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	46.8	0	0	53.2
課 長 級	42.3	0	0	57.7

第2表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職 段階	定期 昇給 制度 あり	定期 昇 給 実 施				定期 昇給 停止	定期 昇給 制度 なし
		定期 昇 給 実 施			定期 昇給 停止		
		増額	減額	変化なし			
係 員	97.3	97.3	21.8	1.6	73.9	0	2.7
課長級	94.0	92.5	15.1	3.4	74.0	1.5	6.0

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

#### イ 給与の状況

##### (ア) 初任給の状況

企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で49.3% (昨年50.9%)、高校卒で34.8% (同39.7%) となっている。また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で202,252円 (同201,456円)、高校卒で179,673円 (同169,503円) となっている。

##### (イ) 家族手当

家族手当の支給状況について、配偶者にあつては月額8,495円 (昨年10,762円)、配偶者と子2人にあつては月額19,330円 (同21,277円) となっている。

##### (ウ) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間に支払われた賞与等の特別給 (ボーナス) の支給割合は、所定内給与月額 of 4.50月分 (昨年4.41月分) に相当している。

### 3 職員給与と民間給与の比較

#### (1) 月例給

##### ア 比較方法

役職段階・学歴・年齢を同じくする者同士を対比させる「ラスパイレス方式」で、4月分の給与額を精密に比較した。

#### イ 比較結果

第3表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (A) - (B)
370,812 円	368,753 円	2,059 円 (0.56%)

(注) 1 民間は、事務・技術関係職種の従業員のうち、本年度の新規学卒の採用者を除く。

2 職員は、一般俸給表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除く。

#### (2) 特別給

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数 (4.40 月) は、民間における特別給の支給割合 (4.50 月) を 0.10 月分下回っている。

#### 4 諸情勢

##### (1) 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の新潟市における消費者物価指数は、昨年4月と比較して2.6%増加している。また、本委員会が同局による家計調査を基に本市における標準生計費を算出したところ、2人世帯では110,580円、3人世帯では151,870円、4人世帯では193,140円となっている。

##### (2) 人事院の勧告等

人事院は、本年8月7日、国家公務員法等の規定に基づき、国会及び内閣に対して、公務員人事管理に関する報告、職員の勤務時間の改定に関する勧告、職員の給与に関する報告及び職員の給与の改定に関する勧告を行った。

##### (3) 国及び他の政令指定都市との給与比較

第4表 本市職員のラスパイレス指数の推移

令和2年	令和3年	令和4年
99.0 (19)	99.0 (18)	99.1 (16)

(注) ( ) 内は政令指定都市20都市中の順位

#### 5 本年の給与の改定

##### (1) 月例給

本委員会は、月例給については前記3(1)のとおり職員給与が民間給与を2,059円下回ることとなったことから、民間給与の水準に見合うよう引上げ改定を行うことが適切であると判断した。この改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与

を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

月例給の改定に当たっては、人材確保の観点等を踏まえ、若年層に重点を置き、基本的な給与である俸給を引き上げることとする。

(2) 特別給

特別給については、前記3(2)のとおり、本市の年間支給月数が民間の年間支給割合を下回っていたことから、0.10月分引き上げることとした。

(3) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、医療職俸給表(1)の改定状況及び人事院勧告を踏まえ、支給額を引き上げる。

6 その他給与に関する課題

(1) 在宅勤務等手当

本年、人事院は、在宅勤務等を中心とした働き方をする国家公務員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設し、令和6年4月から実施することを勧告したところである。

本市においては、在宅勤務は試行実施の段階であり、本格実施の時期は未定となっている。また、在宅勤務を行っている職員数や在宅勤務が可能な業務の範囲等は限定的である。したがって、国とは状況が異なり、現時点では在宅勤務等手当を新設する必要性が高いとはいえない。このため、本委員会では、今後の在宅勤務の定着状況に応じて、在宅勤務等手当の新設について、改めて検討を行うこととする。

(2) 会計年度任用職員の給与

ア 勤勉手当の支給

地方自治法の改正に伴い、令和6年度からすべての会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することが可能となった。勤勉手当の支給に当たっては、一般職員の取扱いとの権衡を踏まえ、支給対象となる会計年度任用職員に適切に支給するものとする。

イ 勤勉手当の支給に伴う期末手当の支給月数の改定

会計年度任用職員の期末手当の支給月数は、これまでの改定の経緯から一般職員とは異なる支給月数となっている。このため、会計年度任用職員に勤勉手当が支給されることとなる令和6年度以降は、会計年度任用職員の期末手当の支給月数を一般職員と同じ支給月数となるよう改定することとする。

## ウ 実施時期

ア及びイについては、令和6年4月1日から実施する。また、月例給の改定については、一般職員に準じて実施する。

### (3) 給与制度のアップデート

本年の人事院勧告では、現下の公務員人事管理における重要な課題に対応するため、給与制度のアップデートについて骨格を示し、令和6年度に向けて措置を講じられるよう取組を進めるとの報告があった。本委員会においても、定年引上げに伴う給与カーブの在り方等も含め、今後の国の動向等も踏まえながら、給与制度の整備について、検討を進めていく。

## 第2 人事管理に関する課題

### 1 人材の確保・育成等

#### (1) 人材の確保

任命権者と連携し、インターンシップや業務内容説明会、現場見学会の積極的な実施のほか、SNSの更なる活用など、本市で働くことの魅力ややりがいをより効果的に伝えていくとともに、受験要件や試験方法についても引き続き検討を進めていく。

#### (2) 人材の育成及び能力・実績に基づく人事給与制度の推進

管理職等に必要なスキルを習得するための研修や、多様な職務経験が得られる機会の提供等により、職員の能力向上をサポートしていく体制の充実が求められる。

また、本市の人事・給与制度の運用状況を再点検し、能力や実績に基づく人事制度や、職務及び職責等を適切に反映した給与処遇等のあり方について、研究を行っていく必要がある。

#### (3) 多様な人材の活躍

##### ア 女性職員の活躍促進

任命権者は、女性職員のキャリア形成支援や積極的な登用に努め、また、管理監督職員は、長時間労働の解消や家庭生活と仕事の両立が可能な勤務環境の整備を推進し、すべての女性職員が、その能力を発揮し、活躍できる組織となるよう、市として一体的な取組を進めていく必要がある。

##### イ 高齢期職員の能力や経験の活用推進

高齢期職員が、モチベーションを維持しながら、個々の能力や経験を十分に活かすことができるような人事管理を進めていくべきである。

##### ウ 障がいのある職員の活躍推進

率先して障がい者の雇用に努めるとともに、相談しやすい支援体制を整えるほか、同僚・上司をはじめ、すべての職員が障がいに関する理解を深め、障がいのある職員が安心して働き続けられる職場環境となるよう取り組む必要がある。

## 2 職員の勤務環境の整備

### (1) 柔軟な働き方と働きやすい環境整備

#### ア 柔軟な働き方の推進

昨年10月から試行実施しているテレワークに関しては、職員のニーズや実施状況などを踏まえ、より良い制度へと改善を図り、柔軟な働き方を推進していくことが重要である。

#### イ 働きやすい環境整備

男性職員の育児休業及び育児参加休暇について、今後も制度を利用しやすい職場環境の整備を進めるなど、目標達成に向けた取組の推進に努められたい。

### (2) 長時間労働の是正

#### ア 時間外勤務の縮減

時間外勤務時間が依然として高止まりしている所属については、業務の必要性や優先順位を明確にし、それに基づき業務配分を行うことが重要である。こうした業務の合理化を行ってもなお、長時間の時間外勤務により対応せざるを得ない場合には、業務量に応じた人員配置や必要な人員の確保に努める必要がある。

#### イ 学校における働き方改革の推進

学校と教育委員会、保護者、地域が一体となって課題に向き合い、それぞれの行動計画に掲げた各種の取組が実効性のあるものとなるよう、効果を十分に検証しつつ実施していくことが重要である。

#### ウ 勤務時間の状況の適正把握

総務事務システムの適切な運用はもとより、わずかな時間でも時間外勤務にあたること、また、公務外で職場に留まることはサービス残業に繋がる恐れがあるため、速やかに退庁を促すなど、管理監督職員の適正な労働時間管理を指導徹底されたい。

### (3) メンタルヘルス対策の推進

健康不全の未然防止、早期発見・早期対処、職場復帰支援・再発防止の各取組をはじめ、長時間労働の是正、過重労働やハラスメントの防止など、組織全体で健康保持に向けたあらゆる取組を継続していくことが重要である。

### (4) ハラスメント対策の推進

ハラスメントの未然防止に向け研修等による意識啓発の取組を推進し、なお一層働きやすい職場の実現を図ることが重要である。

### 3 会計年度任用職員制度の運用の検証

本委員会が会計年度任用職員の勤務実態を把握するために実施したヒアリングの調査結果の評価を踏まえた今後の課題については、国の事務処理マニュアルや通知などを踏まえつつ、常勤職員との比較の中で業務内容や責任の程度等、様々な観点から検討を行い、今年度末を目途に結果を公表することとする。

### 4 公務員倫理の確保

職員は、公務の内外を問わず、法令遵守の意識と高い倫理観が求められることを一層自覚し、自らの行動を律するとともに、一つの非違行為が市民からの信頼を損なう結果につながることを改めて認識しなければならない。

## 勸告

本委員会は、次の事項を実現するため、新潟市給与条例（昭和32年新潟市条例第60号）、新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号）、新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年新潟市条例第164号）、新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年新潟市条例第165号）及び新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年新潟市条例第32号）を改正することを勧告する。

#### 1 新潟市給与条例の改正

- (1) 俸給表
- (2) 諸手当
  - ア 初任給調整手当
  - イ 期末手当及び勤勉手当

#### 2 新潟市教育職員給与条例の改正

- (1) 俸給表

#### 3 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

- (1) 俸給表
- (2) 期末手当

#### 4 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

- (1) 俸給表
- (2) 期末手当

#### 5 新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の改正

- (1) 期末手当及び勤勉手当

#### 4 条例の制定・改廃に対する意見

職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされています。

本委員会が、議会からの意見聴取に対し意見の申出を行った条例及び意見は、次のとおりです。

意見申出 年 月 日	条例名	概 要	意 見
R 5. 6.12	新潟市給与条例及び新潟市教育職員給与条例の一部改正について	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び地方自治法の一部改正に伴い、関連する手当の名称等を改正するもの	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正に伴い、関連する規定を整備するものであり、適当な措置と考える。
	新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について	人事院規則の改正等を踏まえ、関連する規定を整備するもの	新型コロナウイルス感染症に係る手当に関する人事院規則の改正に伴い、関連する規定を整備するとともに、新型コロナウイルスに係るワクチン接種を取り巻く変化を踏まえ、同ワクチン接種業務に従事する手当を見直すものであり、適当な措置と考える。
R 5.12. 4	新潟市給与条例等の一部改正について	人事委員会による「令和 5 年職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づき、俸給表の改定等を行うもの	本年10月5日に本委員会が議会及び市長に対して行った職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえて改正されるものであり、適当な措置と考える。
	新潟市教育職員給与条例の一部改正について	人事委員会による「令和 5 年職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づき、俸給表の改定等を行うもの	
	新潟市職員退職手当支給条例の一部改正について	定年年齢の引上げに伴う俸給月額の 7 割措置より前に俸給月額の減があった場合の退職手当に係る規定を見直すもの	職員の定年年齢の引上げに伴い、退職手当の規定を整備するものであり、適当な措置と考える。

## 5 任命権者からの申請・協議に基づく承認等

令和5年度に申請又は協議のあった事項は、次のとおりです。

### (1) 任用関係

申請者	申請・協議事項の概要		承認等
	内容	対象	年月日
病院事業管理者	職員の職務に専念する義務の特例に関する承認について	特定の職員 <sup>注</sup>	承認 R 5. 5. 11
市長	一般職の任期付職員の採用の承認について	1人	承認 R 6. 2. 2
市長	一般職の任期付職員にかかる任期の更新の承認について	1人	承認 R 6. 2. 22
市長	一般職の任期付職員にかかる任期の更新の承認について	2人	承認 R 6. 2. 22

注 新潟市民病院に勤務する職員のうち、新型コロナウイルス感染症の院内感染の防止に必要なため、出勤停止の指示を受ける者

### (2) 給与関係

申請者	申請・協議事項の概要		承認等
	内容	対象	年月日
市長 教育委員会教育長	教育委員会事務局等に在職中の教育職員の俸給決定（調整額を含む）のための承認について	59人	承認 R 5. 12. 22
消防長	俸給の俸給決定のための承認について	1人	承認 R 6. 3. 8
市長 教育委員会教育長	俸給の俸給決定のための承認について	33人	承認 R 6. 3. 22
市長	俸給表適用の承認について	5人	承認 R 6. 3. 22

## 6 勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるよう要求することができます。

措置要求があったとき、本委員会は、中立な立場で審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、権限を有する機関に対し必要な勧告をします。

令和5年度における職員による勤務条件に関する措置の要求はありません。

した。

## 7 不利益処分に関する審査請求

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して、審査請求をすることができます。

審査請求を受理したとき、本委員会は、中立な立場で審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要がある場合は任命権者にその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行います。

令和5年度における不利益処分に関する審査請求の状況は、次のとおりです。

事案名	申立事項	審理状況
令和3年(不) 第1号事案	懲戒処分取消	棄却

## 8 苦情相談

令和5年度における職員からの苦情相談の概要は次のとおりです。

(単位：人)

任用関係	給与関係	勤務条件 サービス関係	厚生福利 関係	公平審査 関係	ハラスメント 関係	その他	計
1	0	0	0	0	2	3	6

## 9 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体、又はその連合体です。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・中立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度です。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりです。

(令和6年4月1日現在)

職員団体の名称	事務所所在地
新潟市職員組合	新潟市中央区学校町通1番602番地1
新潟市教職員組合	新潟市中央区旭町通1番町86番地
新潟市教職員労働組合	新潟市北区柳原6丁目3番3号
新潟市立高等学校教職員組合	新潟市中央区川岸町2丁目11番4号 高校会館内

## 10 管理職員等の範囲

管理職員等とそれ以外の職員とは労使関係における立場が異なっているので、両者が混在する団体においては、職員の利益を代表するための適正な基礎を欠くこととなります。

そのため、中立的な人事委員会が管理職員等の範囲を定めることとされています。管理職員等の範囲は、新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の規定により次のとおり定められています。

(令和6年4月1日現在)

機関	職
本庁	議会事務局 局長、次長、課長及び課長補佐
	市長部局 理事、技監、統括政策監、政策監、危機管理監、部長、局長、担当部長、会計管理者、部に置かれる次長、参事、課長、担当課長、課長補佐及び課に置かれる室の室長 政策企画部の主幹及び市長が特に命じた主査 政策企画部政策調整課の主幹及び市長が特に命じた主査 政策企画部の企画・広報監 文化スポーツ部の美術企画監 子ども未来部幼保支援課の指導保育士 保健衛生部の医監 経済部の産業政策監 都市政策部の政策監 下水道部経営企画課の主幹及び市長が特に命じた主査 総務部の副参事、主幹及び市長が特に命じた主査 総務部総務課の統計係長及び庁舎管理係長 総務部行政経営課の主幹及び市長が特に命じた主査 総務部人事課の人事並びに服務担当の主幹、主査、副主査及び主事(企画に関する事務を行う者に限る。) 総務部職員課の安全衛生担当及び福利厚生担当の主幹及び市長が特に命じた主査並びに給与担当の主幹、主査、副主査及び主事(企画に関する事務を行う者に限る。)並びに職員団体担当の主幹、主査、副主査及び主事 財務部の税務監及び副参事 財務部財務企画課の主幹及び市長が特に命じた主査 財務部財務課の主幹及び市長が特に命じた主査 会計課の主幹及び市長が特に命じた主査 秘書課の秘書担当の主幹、主査、副主査及び主事

	教育委員会事務局	教育次長、教育政策監、課長、担当課長、課長補佐及び課に置かれる室の室長 教育総務課の職員団体担当の主幹、主査、副主査及び主事 学校支援課の総括指導主事 特別支援教育課の総括指導主事 学校人事課の総括管理主事及び管理主事並びに職員団体担当の主幹、主査、副主査及び主事 教育職員課の福利担当の主幹及び教育委員会が特に命じた主査並びに給与担当の主幹、主査、副主査及び主事（企画に関する事務を行う者に限る。）
	選挙管理委員会事務局	局長及び次長
	監査委員事務局	局長、次長及び次長補佐
	人事委員会事務局	局長、次長、次長補佐、主幹並びに企画に関する事務を行う主査、副主査及び主事
	農業委員会事務局	局長及び次長
区役所及び区役所の機関	区役所	区長、副区長、課長、課長補佐及び課に置かれる室の長 区役所の副参事 地域総務課の企画担当、総務担当及び管理財務担当の主幹及び市長が特に命じた主査 地域課の企画担当の主幹及び市長が特に命じた主査 健康福祉課の指導保育士 総務課の総務担当及び管理財務担当の主幹及び市長が特に命じた主査
	福祉事務所	所長、課長及び課長補佐
	出張所	所長
	連絡所	主任
	北区郷土博物館	館長
	市民会館	館長
	新津地域学園	所長
	文化会館	館長
	中之口先人館	館長
	地域保健福祉センター	所長
	保育園	園長
	認定こども園	園長
機関（区役所の機関を除く。）	東京事務所	所長及び副所長
	消費者生活センター	所長
	パスポートセンター	所長
	美術館	館長及び副館長

文化財センター	所長
清掃事務所	所長
清掃センター	所長
白根環境事業所	所長
新津クリーンセンター	所長
処分地管理事務所	所長
明生園	園長
めいせいデイサポートセンター	所長
身体障がい者更生相談所	所長、副所長及び所長補佐
知的障がい者更生相談所	所長、副所長及び所長補佐
児童発達支援センター	所長及び所長補佐
児童相談所	所長、副所長、課長及び課長補佐及び課に置かれる室の室長
こころの健康センター	所長及び所長補佐
保健所	所長、次長、課長及び課長補佐
動物愛護センター	所長
食肉衛生検査所	所長及び所長補佐
衛生環境研究所	所長、所長補佐
航空産業支援センター	所長
中央卸売市場	場長、次長及び次長補佐
農業活性化研究センター	所長及び所長補佐
G I Sセンター	所長
新潟駅周辺整備事務所	所長、次長及び次長補佐
地域土木事務所	所長及び所長補佐
地域下水道事務所	所長及び所長補佐
下水道管理センター	所長、課長及び課長補佐
資産税分室	室長
幼稚園	園長及び教頭
小学校	校長及び教頭
中学校	校長及び教頭
高等学校	校長、教頭及び事務長
中等教育学校	校長、教頭及び事務長
特別支援学校	校長及び教頭
生涯学習センター	所長及び所長補佐
中央公民館	館長及び館長補佐
地区公民館	館長
中央図書館	館長及び館長補佐
図書館(中央図書館を除く。)	館長

総合教育センター	所長及び所長補佐
教育相談センター	所長
教育支援センター	所長
学校給食センター	所長
特別支援教育サポートセンター	所長

## 11 労働基準監督機関としての職権の行使

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、労働基準法別表第1に示された下記の分類に従い、企業職員及び技能労務職員を除き、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行使するものとされています。

### (1) 本市の事業又は事業場の号別区分状況

本市の事業又は事業場が労働基準法別表第1各号のいずれに該当するかは、本委員会と新潟労働局と協議して決定します。

この区分状況は、次のとおりです。

(令和6年4月1日現在)

#### ア 人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使する事業場

号別区分	任命権者	事業場の名称
第12号 教育・ 研究業	市長	美術館・新津美術館・文化財センター・文書館・衛生環境研究所・農業活性化研究センター・北区郷土博物館・江南区文化会館・中之口先人館
	教育委員会	図書館・総合教育センター・教育相談センター・特別支援教育サポートセンター・中央公民館・地区公民館（小針青山公民館を含む）・生涯学習センター・小学校（給食場を除く）・中学校（給食場を除く）・高等学校・中等教育学校・幼稚園（給食場を除く）・特別支援学校（給食場を除く。）
別表第1 の各号に 属さない 事業	市長	市長部局本庁・東京事務所・パスポートセンター・児童相談所・身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所・食肉衛生検査所・中央卸売市場・新潟駅周辺整備事務所・地域土木事務所・地域下水道事務所・下水道管理センター（ポンプ場、下水処理施設に関するものを除く）・区役所・出張所・連絡所・万代市民会館・西新潟市民会館・黒崎市民会館・新津地域学園・巻文化会館
	消防長	消防局・消防署・出張所
	議会議長	議会事務局
	教育委員会	教育委員会事務局・教育支援センター

	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局
	人事委員会	人事委員会事務局
	代表監査委員	監査委員事務局
	農業委員会	農業委員会事務局

## イ 労働基準監督署が職権を行使する事業場

号別区分	任命権者	事業場の名称
第1号 製造・ 加工業	教育委員会	新潟市立学校給食場・給食センター
第13号 保健・ 衛生業	市長	児童発達支援センター・明生園・めいせいデイサポートセンター・ こころの健康センター・保健所・動物愛護センター・地域保健福祉 センター・保育園・認定こども園
第15号 焼却・ 清掃業		清掃センター・清掃事務所・処分地管理事務所・白根環境事業所・ 新津クリーンセンター・下水道管理センター（ポンプ場・下水処理 施設に関するもの）・亀田斎場・巻斎場

## (2) 職権行使の状況

### ア 許可・届出の受理・検査等

令和5年度に、労働基準監督機関として許可・届出の受理・検査等を行った件数は、次のとおりです。

項目		件数
労働基準法	時間外労働及び休日労働に関する協定届の受理	227
	解雇予告除外認定	0
労働安全 衛生法	総括安全衛生管理者選任報告の受理	4
	安全管理者選任報告の受理	0
	衛生管理者選任報告の受理	15
	産業医選任報告の受理	11
	一般定期健康診断結果報告書の受理	15
	特殊定期健康診断結果報告書の受理	16
	心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書の受理	13
	労働者死傷病報告の受理	13

## イ 労働基準法及び労働安全衛生法の適用状況調査

令和5年度に、労働基準法及び労働安全衛生法の適用状況について行った書面調査は次のとおりです。

事業場名	号別
秋葉区役所	官公署
南区役所	官公署
西区役所	官公署
西蒲区役所	官公署

## 12 人事委員会規則等の制定・改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができるかとされています。

令和5年度において、制定又は改正した規則等は次のとおりです。

### (1) 規則

番 号	公布年月日	名 称	制定・改廃の概要
令和5年第21号	R 5. 4. 11	新潟市個人情報の保護に関する法律等施行規則	新潟市個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定に伴う制定
令和5年第22号	R 5. 4. 11	新潟市死者情報の開示に関する条例施行規則	新潟市死者情報の開示に関する条例施行規則の制定に伴う制定
令和5年第23号	R 5. 9. 21	新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	期末手当の除算期間に関する規定を整備する改正
令和5年第24号	R 5. 11. 30	新潟市職員任用規則の一部を改正する規則	消防士長への昇任方法に選考を加える改正
令和5年第25号	R 5. 12. 27	新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴う、昇格時号俸対応表の改正
令和5年第26号	R 5. 12. 27	新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴う、俸給の調整額に係る調整基本額の改正
令和5年第27号	R 5. 12. 27	新潟市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴う、手当額の改正
令和5年第28号	R 5. 12. 27	新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴う、令和5年12月期の勤勉手当の成績率の改正

令和6年 第1号	R 6. 2. 21	新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	昇格時号俸対応表を整備する改正
令和6年 第2号	R 6. 3. 14	新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴う、令和6年6月期の勤勉手当の成績率の改正
令和6年 第3号	R 6. 3. 27	新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則	派遣先団体追加に伴う改正
令和6年 第4号	R 6. 3. 27	新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	令和6年4月1日付組織改正に伴う改正
令和6年 第5号	R 6. 3. 27	新潟市職員の俸給表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	令和6年4月1日付組織改正に伴う改正

(2) 訓令  
なし

令和5年度

# 人事委員会年報

令和6年11月発行

新潟市人事委員会事務局

〒951-8068 新潟市中央区上大川前通8番町1260番地1

(市役所上大川前庁舎1階)

任用担当 TEL : 025-226-3515 (直通)

調査・審査担当 TEL : 025-226-3518 (直通)

FAX : 025-228-3999